

もうすぐママになる方へ


母子健康手帳の交付・妊婦健康診査

○母子健康手帳の交付

妊娠が分かったら、「母子健康手帳」を発行します。この手帳は、妊婦健康診査の結果や、お子さんの乳幼児健康診査、予防接種の状況を記録し、成長の足跡としてご活用できます。

○対象者

妊娠の届出をした妊婦

交付場所	健康課 母子保健係 ※お急ぎの場合は、各庁舎担当窓口で交付できます。
交付日	月～金曜日 8：30～17：00 (土日・祝日・年末年始除く)
持参するもの	妊娠届出書  ※マイナンバーに関する書類が必要ですので、詳しくは担当係へお問い合わせください。

○妊婦健康診査

妊婦さんと赤ちゃんの健康状態を把握し、無事に出産の日を迎えられるようにするための大切な健康チェックの機会です。母子健康手帳交付の際、一人当たり14回分の補助券を交付しています。

～妊娠23週（第6か月末）	4週間に1回
妊娠24週～35週（第7か月～9か月末）	2週間に1回
妊娠36週以降（第10か月～）	1週間に1回

※転入・転出の場合も、担当係までご連絡下さい。

○問い合わせ先 健康課 母子保健係

☎0948-53-1104

もうすぐママになる方へ

マタニティ教室

妊娠中のお母さんの身体やお腹の中の赤ちゃんの成長についての話、赤ちゃん人形抱っこ体験、試食（妊娠中の食事）を通して楽しく学べる教室です。

ママ同士の情報交換の場ともなっています。託児もあります。お気軽にお問い合わせください。※パパの参加もOKです。

- 対象者：妊娠中の方
- 参加費：無料
- 持ってくる物：母子手帳、手拭タオル、筆記用具など

○問い合わせ先 健康課 母子保健係
☎0948-53-1104

もうすぐママになる方へ

風しん予防接種助成事業

妊婦さんが風しんに感染すると心臓に障がいをもったり、目が見えにくい、耳が聞こえにくいといった「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があります。嘉麻市では、風しんの感染を防ぐために風しん予防接種の助成を行います。

- 接種回数 1回
- 個人負担額 MR（麻しん風しん）ワクチン、風しんワクチンそれぞれ負担額が異なります。金額は下記に問い合わせください。
※生活保護の方、非課税世帯の方（証明書要）は無料
- 助成額 6,000円
- 対象者 20歳以上で風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でなく次の①または②に該当する方

①《女性》妊娠を希望する方および妊娠する可能性の高い方（ただし、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方は接種できません）

②《男性》妊婦の配偶者（パートナーを含む）

※抗体価が十分でないとはH I価が16倍以下またはE I A価が8未満をいいます。

※風しん抗体検査は福岡県が無料で実施しています。

○問い合わせ先 健康課 母子保健係
☎0948-53-1104

もうすぐママになる方へ

出産育児一時金

嘉麻市国民健康保険の加入者が出産した場合に、40万4千円または42万円（出産する病院などが「産科医療補償制度」に加入している場合）が支給されます。また、国民健康保険以外の健康保険（社会保険など）に加入されている方は、ご加入中の健康保険から出産育児一時金が支給されます。詳しくは加入している健康保険へお尋ねください。

※出産者が社会保険などの本人として連続1年以上加入していて、資格喪失6か月内に出産した場合は、社会保険などから出産育児一時金が支給されます。

●出産育児一時金直接支払制度

国民健康保険の加入者が病院などと契約を結んで、嘉麻市から病院などに直接、出産育児一時金を支払うことで、加入者が出産費用をあらかじめ用意する経済的負担を軽減する制度です。

なお、出産費用が40万4千円または42万円を下回った場合は、申請により差額が支給されます。

（差額の申請に必要なもの）

- ・保険証・印鑑・世帯主名義の通帳・差額通知（該当の方には、嘉麻市から通知をお送りします。）

●出産育児一時金受取代理制度

直接支払制度を導入していない病院などで出産する場合、加入者に代わって病院などが出産育児一時金を受け取ることで、直接支払制度と同様、加入者の経済的負担を軽減する制度です。事前に市役所へ申請する必要があります。出産費用が40万4千円または42万円を下回った場合の差額は、事前に申請した口座へ振り込みます。

（受取代理制度の申請に必要なもの）

- ・保険証・母子健康手帳・印鑑・世帯主名義の通帳

●直接支払制度、受取代理制度を利用しない場合

出産後に出産育児一時金の申請をしてください。

（申請に必要なもの）

- ・保険証・出産時の領収書・印鑑・世帯主名義の通帳
- ・直接支払制度に係る契約を病院と締結していない旨の記載がある合意文書の写
- ・出産の事実を証明する書類（出生届の写など）



〇問い合わせ先 市民課 国保年金係

☎0948-62-5679